



広島県立もみのき森林公園の 見直し方針について



広島県
令和3年8月

目次

1 目的.....	1
2 施設の概要	2
3 事業の背景	6
4 見直しの基本的考え方.....	10
5 見直し方針.....	11
6 事業手法の検討.....	13
7 今後のスケジュール（予定）	15

1 目的

本県の野外レクリエーション施設は、自然豊かな環境を活かし、子どもから高齢者まで県民すべての方々が気軽に訪れ、自然とふれあえる憩いの場としてこれまで多くの方々に利用されてきました。

しかし、各施設ともに整備から数十年が経過し、老朽化が進む一方、アウトドア志向の高まりなど利用者ニーズの多様化、企業・学校などの団体利用から家族や個人中心の利用へのシフト、更には、新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」と呼ばれる行動変容を求められるなどの変化に十分対応できていない状況が見られるようになってきており、各施設の魅力向上に向けて見直しが必要となっています。

ここでは、全4施設ある野外レクリエーション施設のうち、宿泊施設やキャンプ場、スポーツ施設などを擁する複合的な機能を備えた「広島県立もみのき森林公園」で先行してモデル的に進め、今後の施設の再整備及び管理・運営において、民間事業者の能力が最大限活用できるよう、「見直し方針」としてまとめるものです。

今後、本方針をもとに具体的な整備に向けた検討を行っていくものとします。

2 施設の概要

広島県の自然公園の概況

県内には、優れた自然の風景地を保護するとともに、適切な利用を促進するため、国立公園（瀬戸内海）、二つの国定公園（比婆道後帝釈・西中国山地）や六つの県立自然公園（三倉岳・南原峡・竹林寺用倉山・仏通寺御調八幡宮・山野峡・神之瀬峡）が指定されています。

また、子どもから高齢者まで、県民が気軽に自然とふれあえる場として、県民の森（S46）・もみのき森林公園（S59）・県民の浜（S63）・中央森林公園（H5）の4施設を野外レクリエーション施設として設置しています。



▲広島県の自然公園等施設

▼野外レクリエーション施設の状況

区分	供用開始	面積 (ha)	主な施設
県民の森	S46	1,164	宿泊施設, スキー場, キャンプ場
もみのき森林公園	S59	400	宿泊施設, 研修棟, 体育館, オートキャンプ場, アスレチックコース, テニスコート
県民の浜	S61	23	宿泊施設, 海浜施設, 運動広場, テニスコート
中央森林公園			
公園センター等地区	H5	267	日本庭園, バーベキュー広場, サイクリングロード
フォレストヒルズガーデン地区	H14	3.5	多目的ホール, セミナーハウス, コテージ

2 施設の概要

もみのき森林公園の概要

もみのき森林公園は、広島市内から自動車を使用して1時間程度でアクセス可能であり、多くの県民が訪れやすい好立地にあります。施設としては県内最大級のオートキャンプ場を有しています。



©NTT インフラネット

▼敷地の概況

項目	内容
施設の名称	広島県立もみのき森林公園（廿日市市吉和 1593-75）
設置年	昭和 59 年
全体面積	400.08ha
施設の設置目的	もみの木が点在する希少な高原景観と優れた自然環境を有する当地区に、野外活動施設を整備することで、県民の保健休養や自然の中での諸活動を通じた青少年の健全育成を図る。
自然条件	
位置及び地勢	廿日市市吉和の東山地区で、広島市の中心部から約 60 km（道路距離）の位置し、太田川水系水内川の最上流部に位置する。 海拔高は、約 750～1,070m の間にあり中央部に水内川の源流部をはさむ、約 400ha の一団地を形成している。
気候	年平均気温は、11℃前後（長野市とほぼ同じ）で広島市の 16℃に比較してかなり低く、年降水量は、2,200mm 前後で、積雪期間は、約 40 日である。
植生	冷温帯広葉樹林域に属し、モミ、ミズナラ、クロモジ、カエデ類、ハウノキ、リョウブ、アカシデ等が存在し、特にモミ群落は、県内で最も広い面積にわたって分布する地域である。
アクセス	【自動車】中国自動車道「吉和 IC」より南東へ約 15 分
主な施設	宿泊施設、研修棟、体育館、キャンプ場、テニスコート、運動広場、サイクリングロード、オートキャンプ場等
主な法的規制	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域以外の農業振興地域（白地地域） ・保安林 ・地域森林計画（森林法：林地開発許可制度（1ha以上）） ・鳥獣保護区（特別保護地区）
現管理者	一般財団法人もみのき森林公園協会（5期目 R3.4.1～R6.3.31）

2 施設の概要

現在のもみのき森林公園は、大きく「公園センター地区」と「家族旅行村地区」の2つの地区に分かれ、各地区内の主な施設の概要は以下のとおりです。

公園センター地区

■公園センター（もみのき荘）及び研修棟

公園の中心的施設で、宿泊・研修施設やレストラン、売店等を備えている他、公園全体の管理棟として機能しています。宿泊施設としては、客室 102 名、大広間 78 名が収容可能です。

■デイキャンプ場

ベンチ・テーブル・野外炉を完備し、広い敷地内に車を乗付けて利用できるバーベキュー等を楽しむことができます。スキー場に隣接し、ロケーションも抜群です。

■多目的グラウンド

サッカーコート2面分等、様々なスポーツやイベントが可能な広さのグラウンドで、企業や団体のクラブ活動等にも利用されています。

■体育館

公園センターに隣接して立地しており、バスケットコート1面・バレーコート2面が取れる面積を有した体育館です。

■テニスコート

複数面を有したテニスコートですが、現在は一部利用を停止しているコートもあります。また、冬季期間（12月～3月）は積雪、凍結のため閉鎖することがあります。

■サイクリングロード

1周 6.15km の舗装されたサイクリングロードで、道中では森林や山々の眺望、大聖寺湖等の美しい自然を感じることができます。自転車の貸出も行っています。また、冬季はクロスカンントリーコースとしても活用しています。

■スキー場

標高 960m（高低差 90m）で、視界展望 240 度と見晴らしの良い緩斜面のスキー場で、現在、ロープリフトは稼働していません。また、冬季以外は、眺望の良い芝生の広場として開放しています。

▼公園センター（もみのき荘）



▼デイキャンプ場



▼多目的グラウンド



▼体育館



▼テニスコート



▼サイクリングロード



▼スキー場



写真：もみのき森林公園HP

2 施設の概要

家族旅行村地区

■ オートキャンプ場

1 サイトあたり約 100 m²で、樹木等で区切られ豊かな自然の中でゆったり過ごせるオートキャンプサイトが、全 60 サイト（うち 20 サイト AC 電源あり）整備され、各サイトには木製テーブル、椅子、野外炉、流し台を備えています。

■ バーベキュー広場

木立の中に、野外炉、木製のテーブル椅子がセットされた全 20 サイトのバーベキュー広場に、共同の炊事場所を整備しています。

■ アスレチックコース

わんぱくの森アスレチックコースとして森の中に整備され、所要時間約 1 時間と規模も大きく、キャンプやバーベキューに訪れた家族が、自然の中で思いっきり遊べる場所となっています。

■ シャワー室兼トイレ

管理棟に隣接し、オートキャンプ場の利用者が温水シャワー等を利用することができます。

▼オートキャンプ場



▼バーベキュー広場



▼アスレチックコース



▼シャワー室兼トイレ



3 事業の背景

現状

野外レクリエーション施設を取りまく状況

もみのき森林公園を含め、広島県ではこれまで、宿泊施設やキャンプ場、テニスコートといった保養とレクリエーションを複合的に提供する「野外レクリエーション施設」という広島独自の施設コンセプトの中で、施設を整備・運営してきました。

しかし、近年では学校や企業などの団体利用が減少し、特定のアクティビティのみを利用する家族や友人などの個人利用の割合が増えてきているため、幅広い機能を複合的に備える野外レクリエーション施設の中には、利用が低迷している施設も多く見られます。

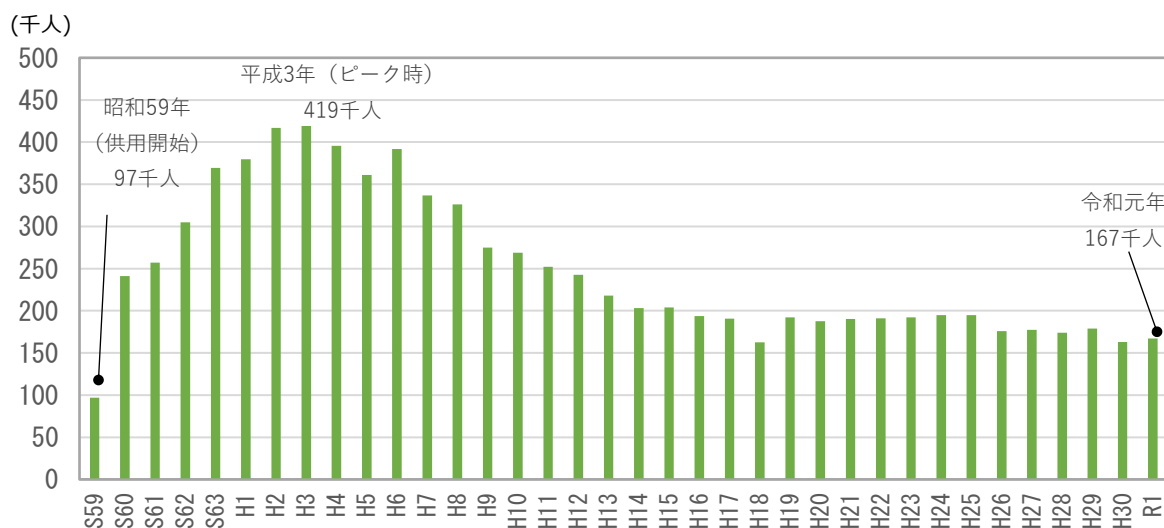
また、新型コロナウイルス感染症の影響により、公園施設においても、「新しい生活様式」への対応を求められている状況です。

さらに、社会の傾向として、キャンプを楽しむ人口が年々増加しており、近年はソロキャンプや雪中キャンプなどの従来の形態にとらわれない楽しみ方が広がってきています。

野外レクリエーション施設全般においては、このような社会ニーズの変化等を踏まえながら、新たな活性化方策を検討し、見直しを行うことが必要です。

もみのき森林公園の利用状況

利用者数は、平成3年度の約42万人をピークとして減少していましたが、近年の利用者数は年間17万人前後で推移しています。

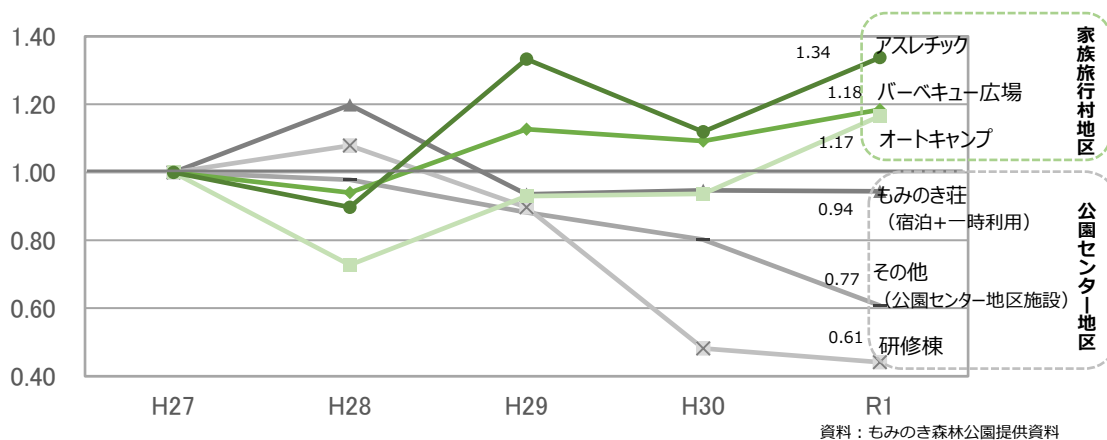


資料：もみのき森林公園提供資料

▲利用者数の推移

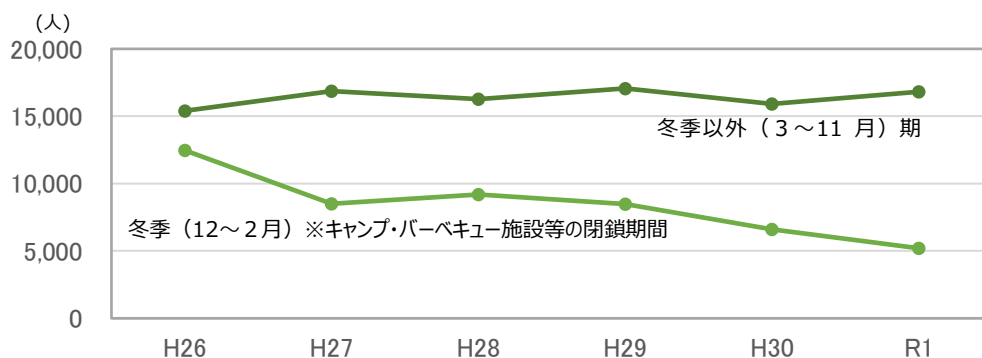
3 事業の背景

施設別の利用者を見ると、オートキャンプ場をはじめとする家族旅行村地区は利用者が増加しているものの、もみのき荘のある公園センター地区は利用者が減少している状況です。



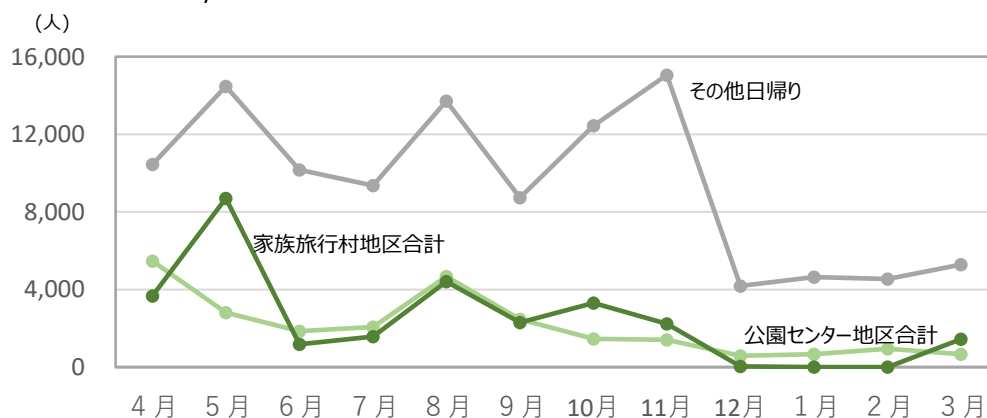
▲施設別の利用者数の推移（H27を1としたときの変化率）

もみのき森林公園は、四季を通じて自然にふれあえる環境があり、冬季でもそり遊びやクロスカントリーなどの利用が可能です。近年の積雪期間の減少などの要因のため、冬季の利用者は減少しています。



▲ひと月あたりの平均利用者数の推移

月ごとの利用者数を見ると、公園センター地区や家族旅行村地区は、GWや夏季の利用がピークになっており、冬季の利用者は限定的となっています。



▲年間の各月ごとの利用者数（令和元年度）

3 事業の背景

課題

施設の大部分は整備後 30 年以上が経過し老朽化が進んでおり、常設キャンプサイトなどをはじめ、以前は稼働していたものの、現在は利用が低迷している施設やエリアも存在します。

もみのき森林公園の活性化を図るため、見直しにおける課題を以下にまとめました。

活かしきれないポテンシャルの活用

もみのき森林公園は、広大な敷地の中に多様な自然資源を有しており、野外レクリエーションの場として四季を通じて利用者を増加させるような、非常にポテンシャルの高い要素が多くあります。

しかし、それらの資源の中には、広い園内に点在することや、利用者がその資源の中で楽しめるような整備がされていないなど、さらに広く活用する余地のあるものがあり、見直しに向け、検討する必要があります。

▼自然の魅力を感じられるスポット



ポテンシャルが活かしきれない公園施設の例

■もみのき荘前の駐車場

もみのき荘前の駐車場は眺望が良くポテンシャルの高いエリアである一方で、現在は単純に解放された空間となっており、更なる活用の余地がある状態です。

■テニスコート・多目的グラウンド

複数面を有したテニスコート、様々なスポーツやイベントが可能な広大な多目的グラウンドは、現在利用が低調であり、更なる魅力の創出が必要です。

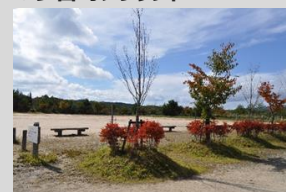
▼もみのき荘前の駐車場



▼テニスコート



▼多目的グラウンド



3 事業の背景

変化する社会の動向への対応

もみのき森林公園が設置されてから現在まで、社会は大きく変化し、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大というこれまでにない甚大なインパクトによって、今後も社会ニーズは変動していくと考えられます。

利用者の低迷の要因としても、人口減少・少子高齢化の全国的な進行だけでなく、人々の価値観や暮らし方、レジャーの楽しみ方などの変化に対応できていない可能性があり、変化する社会へ柔軟に対応していくことが求められます。

既存施設の強化

公園施設の設置後 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進み、近年では、常設キャンプ場など、利用が低迷している施設やエリアが園内に点在し、また、施設のバリアフリーやトイレの洋式化など、公共の施設として一般的に求められる機能が満たせていない部分もあります。

一方で、現在最も利用されているオートキャンプ場は、県内有数の規模で利用者も増加傾向にあり、既存施設の強みとして、今後も更なる強化を図っていくことが重要です。

▼オートキャンプサイト



4 見直しの基本的考え方

見直しコンセプト

「いつでもだれでもふらっと体験，広大な自然と欲張りな休日」

見直しコンセプトの設定

県の公園として県民の生活に引き続き憩いを与えるとともに，強みである豊かな自然資源や都心からの交通アクセスの良さを十分に活かし，更には新たな時代の潮流も踏まえ，見直しコンセプトとして設定します。また，以下の3つをコンセプトの実現に向けた柱として設定します。

四季を通じて感じられる大自然の魅力の再生

公園内に存在する様々な自然的な眺望や地形を再評価し，その中で特にポテンシャルのあるエリアを，重点的に再生を図るとともに，年間を通してもみのき森林公園の魅力を最大限に発揮します。

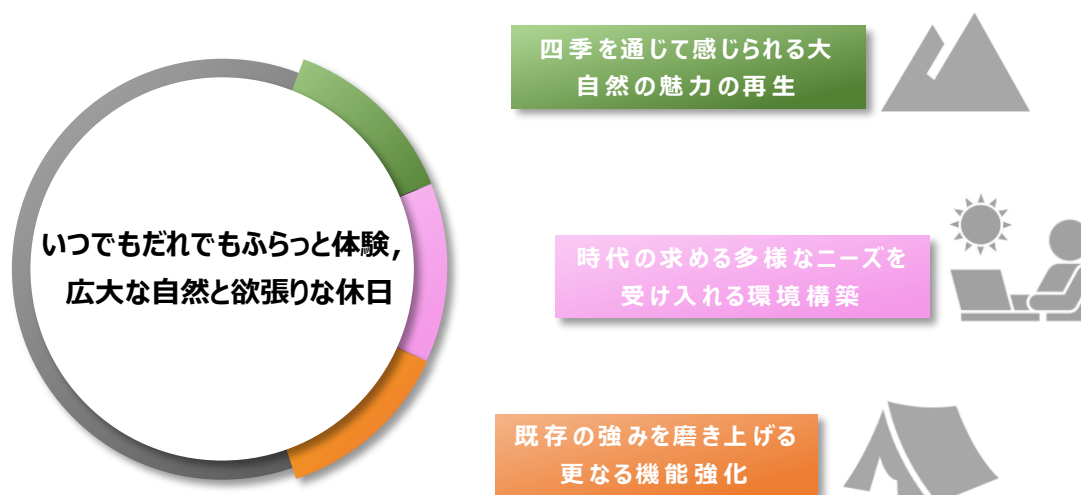
時代の求める多様なニーズを受け入れる環境構築

平日は都心部で過ごし，たまの余暇に郊外の自然を訪れるだけでなく，日常的に都心と自然を行き来するニューノーマルなライフスタイルの需要に応える，多様なニーズの受け皿となる環境を備えます。

既存の強みを磨き上げる更なる機能強化

アクティビティパークとして家族やグループでこれからも訪れたいよう，現在のもみのき森林公園の最も大きい強みであり，集客の源となっているキャンプ施設を中心に，既存の機能を更に強化します。

▼見直しコンセプト

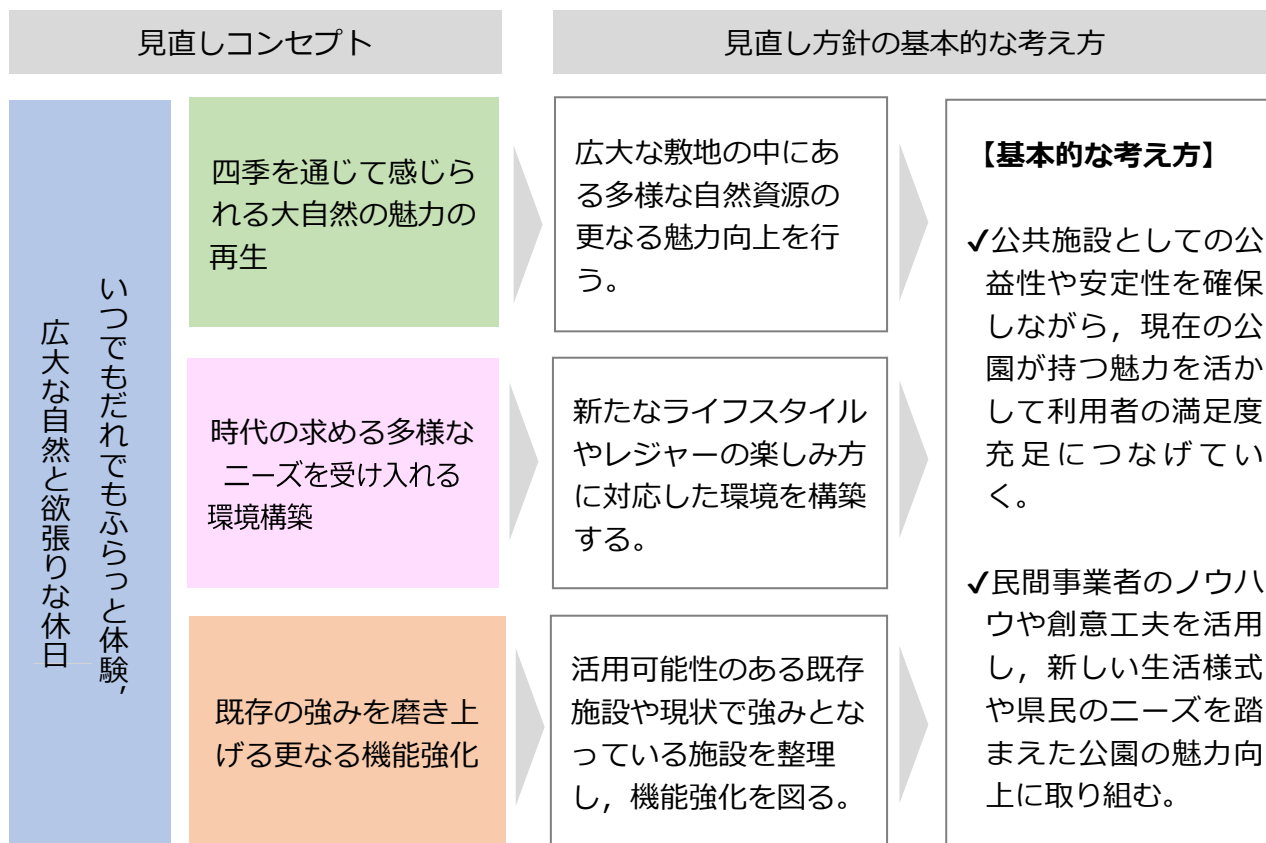


5 見直し方針

基本的な考え方

見直しコンセプトである「いつでもだれでもふらっと体験，広大な自然と欲張りな休日」を実現するため，公共施設としての公益性や安定性を確保しながら，民間事業者のノウハウや創意工夫を活用し，公園の魅力向上に取り組むこととします。

また，新たな魅力創出にあたっては，料金面やサービス面において，民間事業者の自由な発想により実施することを基本にしますが，多くの県民が利用しやすいしかけについても提案を求めるとします。



5 見直し方針

エリアの設定

現在の公園が持つ魅力を活かしつつ、民間事業のノウハウを活かして新たな魅力創出を行うため、以下の2つエリアに区分し、このうち民間活用エリアは、民間事業者からの提案により設定します。

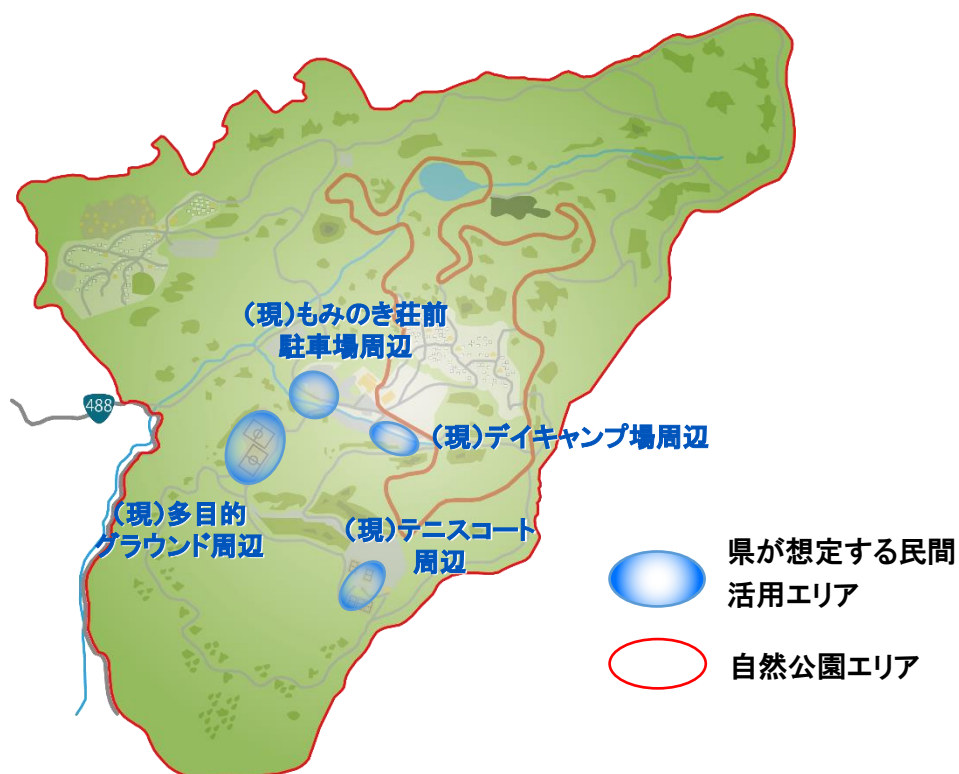
民間活用エリア

民間事業者主導での自由な発想による時代のニーズを踏まえた新たな魅力創出を求めるエリア

(活用エリアの例) もみのき荘前の駐車場周辺、多目的グラウンド周辺、テニスコート周辺、デイキャンプ場周辺

自然公園エリア

現在の機能を引き続き維持する民間活用エリア以外のエリア



▲エリア区分イメージ

6 事業手法の検討

見直しに向けた考え方

民間活力を導入した事業手法

魅力ある野外レクリエーション施設として持続的な施設の維持・運営を行っていくには、公園の持つポテンシャルを活かしながらも、既存の使われ方にとらわれず、時代ニーズの変化に応じた施設の利活用や新たな機能の導入を進める必要があると考えています。

このため、本公園の見直しに向けた事業手法については、これまでの従来型の発注方式に限らず、民間のノウハウや創意工夫を活用した民間活用手法について検討を行うものとしします。

エリアごとの整備・運営方針

本公園への民間活力の導入にあたっては、前項で整理したエリア設定を踏まえ、「民間活用エリア」では民間事業者主導での自由な発想による新たな魅力ある機能の導入を、「自然公園エリア」では、公園の魅力を磨きあげる民間事業者の提案を求めるものとしします。民間活用エリアと自然公園エリアの魅力向上は、一体的な管理運営によって効果的・効率的に進めていくことを目指しています。

県と民間事業者との施設整備や運営の役割分担については、各エリアに応じて現時点では以下のように設定することを考えています。

▼役割分担の考え方

エリア	事業範囲	実施者	費用負担
民間活用 エリア	新たな導入機能の設置・運営	事業者	事業者
	新たな導入機能に必要な基盤、インフラ等の整備 (初期整備)	県	県※1
	新たな導入機能に必要な基盤、インフラ等の整備 (初期整備を除く)	事業者	事業者
	施設の管理運営	事業者	事業者
	施設の修繕/機能回復	事業者※2	事業者※2
自然公園 エリア	施設の管理運営	事業者	県※3
	施設等の魅力/機能向上に向けた投資※4	県	県
	施設の修繕/機能回復	県※5	県※5
	施設に必要な基盤、インフラ等の修繕/機能回復	県	県

※1 県が提示した金額を上回る費用は事業者が負担

※2 県が設置したインフラ等にかかる大規模な修繕は県が負担

※3 県が提示した管理費用の範囲内で負担

※4 事業者からの提案を求めるが、実施の是非は県が判断

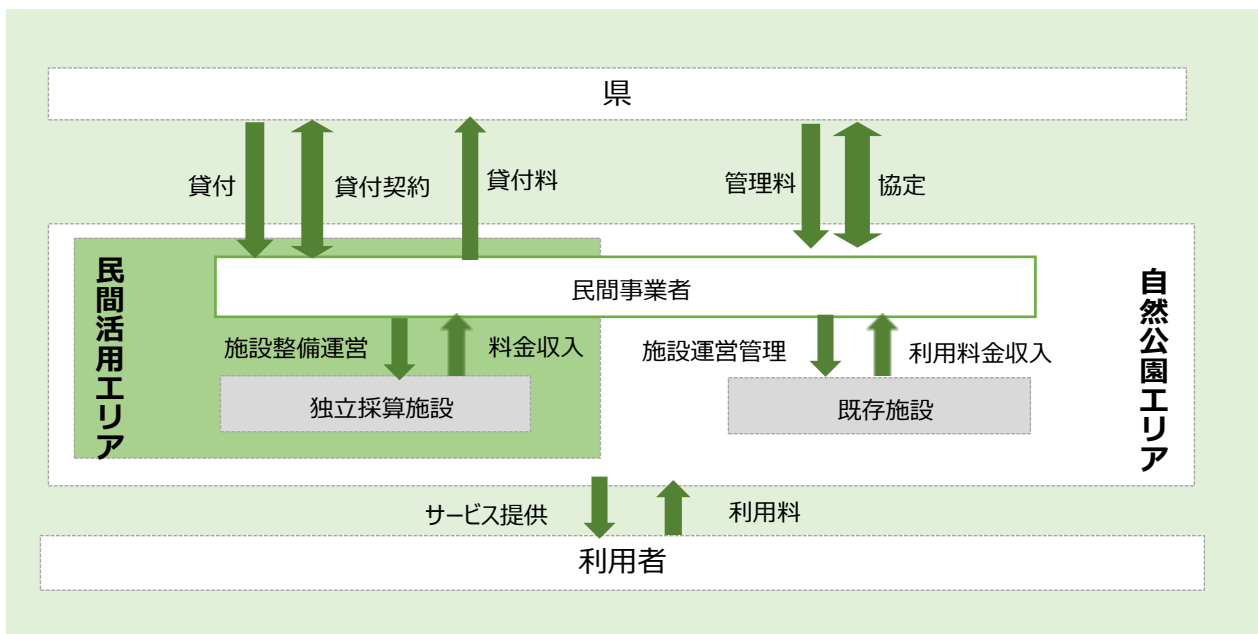
※5 小規模な修繕/機能回復は事業者が負担

6 事業手法の検討

事業スキーム

事業スキームは、県として各機能に求める公益性や事業採算の可能性、投資や施設所有等に伴うリスクなどを鑑み、現時点では自然公園エリアは指定管理者制度、民間活用エリアは貸付制度を適用した官民連携事業として事業化することを想定しています。

事業期間については、中長期的な視点での再整備や魅力向上を検討・実践していくことを目指し、15年~20年程度を目安に検討します。



▲事業スキームのイメージ（案）

6 事業手法の検討

リスク分担

官民連携事業として見直しを進める場合の官民リスク分担は、「個々のリスクを最も適切に対処できる者が当該リスク責任を負う」という考え方を基本に、官民で適切に分担していきます。現時点の事業スキームで想定されるリスクとその分担の例は以下のように検討していますが、今後の事業条件の精査を踏まえて設定するものとします。

▼官民リスク分担の例

発生段階	リスクの種類	リスクの内容	自然公園エリア		民間活用エリア	
			県	事業者	県	事業者
共通	不可抗力リスク	県または事業者の行為とは無関係に外部から生じる障害で、通常の予防では防止し得ないもの	○	△※1	△※2	○
	制度関連リスク	指定管理者制度、管理条例に影響を及ぼす税制度変更など	○	△※3	△※2	○
	社会リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等	○	△※4	△※2	○
設計・建設	工事遅延リスク	事業者事由による貸付部分の工事遅延	—	—		○
	施設性能リスク	貸付部分の施設性能不適合など	—	—	△※2	○
維持管理・運営	施設瑕疵リスク	施設等の設置瑕疵に伴うもの	○		△※2	○
	維持管理コスト	貸付部分の維持管理に関するもの	—	—		○

※1 応急措置、施設等の復旧が完了するまでの影響





※2 県が初期整備したインフラ施設等にかかるもの

※3 法人に影響を及ぼすもの（法人税等）等

※4 施設等の設置や設置瑕疵に伴うもの以外

7 今後のスケジュール（予定）

現時点では、次のスケジュールとすることとしておりますが、今後の状況に応じて適宜調整することとします。

業務内容等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度～
募集要項作成等				
事業者公募・選定				
設計				
工事				
事業開始				